

札幌市水素供給設備整備事業費補助金交付要綱

令和6年2月5日 環境局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、札幌市内における燃料電池自動車用水素供給設備の整備に係る事業（以下「補助事業」という。）に対し、予算の範囲内で水素供給設備整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定め、もって燃料電池自動車の普及促進を図り、温室効果ガスの排出削減と本市の大気環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「燃料電池自動車」とは、燃料電池を搭載し、水素を燃料電池の燃料として用いる自動車登録番号標の交付を受けた自動車をいう。
- (2) 「水素供給設備」とは、燃料電池自動車等に燃料として水素を供給するために必要な設備をいう。
- (3) 「補助事業の着手」とは、水素供給設備の計画の策定、契約または工事の着手をいう。
- (4) 「補助事業の完了」とは、工事・代金支払いの両方を終えた時点をいう。
- (5) 「経済産業省補助金」とは、一般社団法人次世代自動車振興センターが行う水素供給設備の設置に要する経費の一部を助成する補助金をいう。

(補助対象設備)

第3条 補助金の交付対象となる水素供給設備（以下「補助対象設備」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 燃料電池自動車に燃料として水素を供給するために必要な設備であり、別表1に掲げる仕様を満たすものとする。
- (2) 当該年度に補助事業が開始され、当該年度内に補助事業が完了するものであること。
- (3) 主に札幌市内で運用する設備であること。

(補助の対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、札幌市内に補助対象設備を設置し、運営しようとする者であって、次の要件を満たす者とする。

- (1) 国及び地方公共団体を除く法人又は個人
- (2) 補助対象設備について経済産業省補助金の交付決定を受けた者
- (3) 本市が実施する燃料電池自動車及び水素エネルギーに関する普及啓発事業に協力できる者
- (4) 将来的に市内における再生可能エネルギー由来の水素の導入・普及に協力できる者
- (5) 市税を滞納していない者
- (6) 補助対象設備について本市の他の補助金の交付を受けていない者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）でない者

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に別表2の関係書類を添えて、市長に交付申請をしなければならない

い。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、当該決定の結果を補助金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付決定をする場合において必要があるときは、補助金の交付目的を達成するために必要な限度において当該決定に条件を付することができる。

3 申請書を複数受理した場合は、第7条第2項により算定される補助金額を上限とし、予算額をおのこの補助対象経費により按分することで補助金額を算出することとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条第1項の規定による補助金交付決定通知を受けた者(以下「補助決定対象者」という。)に対して予算の範囲内において、補助金を交付することができる。

2 補助金の交付対象となる経費は、経済産業省補助金が補助対象とする経費(以下「国補助対象経費」という。)と同一とし、補助金の額は、国補助対象経費から経済産業省補助金を差し引いた額のうち1/3または、当該年度予算額のいずれか低い金額とする(1,000円未満の端数は切り捨てる)。ただし、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

(補助金交付申請の内容変更及び中止)

第8条 補助決定対象者は、第6条第1項の規定による補助金交付決定通知を受けた後に第5条第1項の規定による交付申請の内容を変更しようとする場合においては、事前に補助金交付変更等承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金交付変更等承認申請を受けたときは、その内容を審査し、承認の可否について補助金交付変更等承認・不承認通知書(様式第4-1号)により補助決定対象者に通知するものとする。

3 補助決定対象者は、第6条第1項の規定による補助金交付決定通知を受けた後に水素供給設備整備事業を中止しようとする場合は、補助金交付変更等承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による水素供給設備整備事業を中止する申請を受けたときは、速やかにこれを承認し、当該補助決定対象者に係る第6条第1項の規定による交付決定を取り消す旨を、補助金交付変更等承認通知書兼交付決定取消通知書(様式第4-2号)により、補助決定対象者に通知するものとする。

(遅延等の報告)

第9条 補助決定対象者は、補助事業が予定の期間内に完了することができない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、事故報告書(様式第5号)を市長に提出し、その指示に従わなければならない。

(実施状況報告)

第10条 市長は、特に必要と認めるときは、補助事業の実施状況について、期日を定めて報告するよう補助決定対象者に指示することができる。この場合、補助決定対象者は、市長が指示する期日までに実施状況報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告内容の確認のため、現地調査をすることができる。

(実績報告)

第11条 補助決定対象者は当該年度の3月23日までに、補助事業の完了について、別表3の関係書類を添えて実績報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された実績報告書の内容を審査し、その報告内容が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第8号）により補助決定対象者に通知しなければならない。

3 市長は、前項の審査のため、現地調査をすることができる。

（補助金の交付請求等）

第12条 補助決定対象者は、前条の規定による補助金交付額確定通知を受けたときは、速やかに補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出し、補助金の交付請求をするものとする。

2 市長は、前項の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、補助決定対象者が次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、及び既に交付した補助金の全部又は一部について期間を定めて返還を求めることができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき

(2) この要綱に違反したとき

(3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したとき又は補助金の全部又は一部の返還を求めるときは、補助金交付決定取消通知書兼返還請求通知書（様式第10号）により補助決定対象者に通知しなければならない。

（財産処分の制限）

第14条 補助決定対象者は、補助金により取得した財産（以下「取得財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助決定対象者は、取得価格または効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の取得財産については、補助金交付額確定通知日の翌月初日を起算日として別表4に示す期間内（以下「処分制限期間」という。）は、市長の承認を受けずに、当該取得財産を売買し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付けし、又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。

3 補助決定対象者は、処分制限期間内に前項の処分をしようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第11号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の規定により承認申請があったときは、当該申請の内容を審査し、承認又は不承認を決定し、財産処分承認・不承認通知書（様式第12号）により補助決定対象者に通知しなければならない。

5 補助決定対象者は、第2項の規定による処分をしたときは、財産処分報告書（様式第13号）に関係書類を添えて、市長に処分報告をしなければならない。

6 市長は、前項の規定による処分報告があったときは、次に定めるところにより算定した額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）を補助金返還請求通知書（様式第14号）により、補助決定対象者に返還を求めることができる。

当該取得財産に係る補助金額×（処分制限期間の日数－使用期間の日数）÷処分制限期間の日数

（調査に対する協力）

第15条 申請者は、水素供給設備整備事業に係る補助金の執行等に関し、市長が必要な調査をしようとするときは、これに協力しなければならない。

（書類の整備）

第16条 申請者は、水素供給設備整備事業に係る収支を明らかにした帳簿及び書類を備え付け、第14条第2項に定める期間中は保存しなければならない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 2 月 5 日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

水素ステーションの仕様		
1	水素供給方式	定置式
2	水素供給能力	500Nm ³ /h以上
3	常用圧力	82 MPa

別表 2（第 5 条関係）

申請に必要な添付書類	
1	・法人の場合：登記簿謄本、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（発行から 3 月以内のもの、写し可）財務諸表（直近 2 年分） ・個人事業者の場合：住民票並びに確定申告書 B（直近 2 年分。発行から 3 月以内のもの、写し可）
2	市民税納税証明書（直近のもの、写し可）
3	設備仕様書
4	計画図面（設備配置図など）
5	補助対象設備積算書
6	資金調達計画書
7	周辺地図
8	経済産業省補助金に提出した申請書類の写し
9	経済産業省補助金に係る交付決定通知書の写し
10	その他市長が必要と認める書類

備考 補助金の交付申請時において、経済産業省補助金の交付決定通知書を受理していない場合には、当該通知書の写しの添付は要しないが、受理次第、速やかにその写しを提出すること。

別表 3（第 10 条関係）

実績報告に必要な添付書類	
1	水素供給設備の契約書等、補助対象事業の着手日がわかる書類
2	請求書（写し）
3	請求明細書（写し）
4	領収書（写し）
5	取得した設備の写真、設備仕様の概要
6	経済産業省補助金に提出した実績報告書の写し
7	経済産業省補助金に係る確定通知書の写し
8	その他市長が必要と認める書類

備考 補助金の実績報告時において、経済産業省補助金の補助金の額の確定通知書を受理していない場合には、当該通知書の写しの添付は要しないが、受理次第、速やかにその写しを提出すること。

別表 4 (第13条関係)

減価償却資産の耐用年数		
1 水素供給設備一式	受電設備、原料ガス設備、水素製造装置、液化水素貯槽・気化器、水素燃料輸送用設備・接続装置、圧縮機、蓄圧器、ディスペンサー、プレクーラー、冷却水装置、計装空気設備・窒素設備、散水設備・貯水槽、制御・監視・検知警報設備等 その他水素を燃料として燃料電池自動車等に供給するために必要な設備	8年
2 工事負担金	敷地外の中圧ガス本支管工事に関する負担金、給水配管/排水配管工事に関する負担金 電気の供給設備に関する工事費負担金 [無形固定資産で全額償却(定額)]	15年

上記以外の財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号)に定める期間によるものとする。